

新しい男女平等推進プランの基本理念及び計画の体系等について(案)

資料 1

1 基本理念等

<現行>		
高岡市男女平等推進プラン (H13.3策定)	福岡町ヒューマンプラン (H11.3策定)	高岡市男女平等推進条例 (H17.11施行)
○計画期間 施策の基本的方向 平成13年度～平成22年度 具体的施策 平成13年度～平成17年度	○計画期間 前期 平成11年度～平成15年度 後期 平成16年度～平成20年度	○制定 平成15年6月27日 ○施行 平成16年1月 1日 平成17年11月1日
○サブタイトル(キャッチフレーズ) 女と男の心豊かなパートナー都市高岡	○サブタイトル(キャッチフレーズ) (ヒト) (ヒト) 女と男がいいきいきと暮らせる社会	○目的 (第1条) 日本国憲法に保障されている男女平等と男女共同参画の推進について、基本理念、市・市民・事業者等の責務、基本的施策を定め、施策を総合的、計画的に実施していくことによって男女平等社会を形成することを目的としています。
○基本理念 個人の尊重 両性の平等 ○基本的視点 (1) 男女の人権の尊重 (2) 固定的な性別役割分担意識等を反映した制度又は慣行等の見直し (3) 政策・方針等の立案及び決定への共同参画 (4) 仕事と家庭生活・地域活動、その他の社会活動との両立 (5) 国際的協調	○基本理念 個人の尊重 権利の平等	○基本理念 (第3条) (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。 (2) 社会における制度又は慣行等が、 <u>固定的な性別役割分担意識を反映して、男女の社会における活動が制限されることのないよう見直し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、自らの意志と責任において多様な活動が選択できるよう配慮されなければならないこと。</u> (3) 男女が社会の対等な構成員として、市及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。 (4) 男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、 <u>家庭生活においては家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野における活動に平等に参画し、両立できること。</u> (5) 女性の生涯にわたる健康を権利として保障する考え方を尊重し、 <u>男女が生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態であるよう図られること。</u> (6) 男女平等・共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び高岡市の地域特性にかんがみ、地域の在住外国人と相互に理解と交流を深めつつ、その推進は国際的協調の下に行われること。

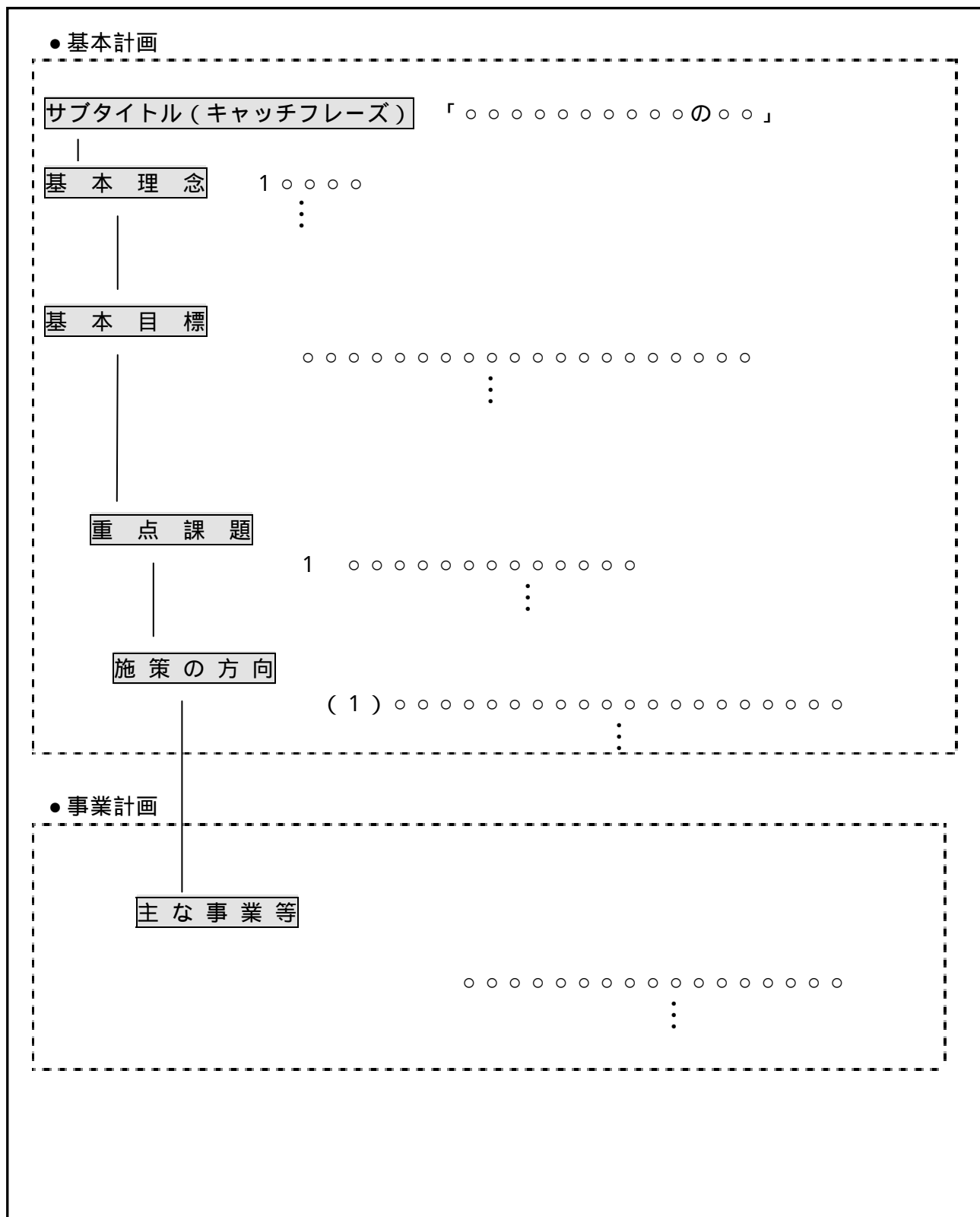
<案>	
新しい男女平等推進プラン (H19.策定予定)	
○計画期間 施策の基本的方向 平成19年度～平成28年度 具体的施策 平成19年度～平成23年度	
○サブタイトル・キャッチフレーズ (新たな総合計画の策定が進む中で、都市像等との調和が図られるものにする事とする)	
○基本理念 上段()書きは、市条例の要約 下段()書きは、男女共同参画社会基本法の見出し 1 男女の人権の尊重 市条例 (男女の人権の尊重) 社会基本法見出し(")	
2 固定的な性別役割分担意識による慣行等の見直し (固定的な性別役割分担意識等を反映した制度又は慣行等の見直し) (社会における制度又は慣行についての配慮)	
3 政策・方針の立案及び決定への平等な参画機会の確保 (政策又は方針の立案及び決定への平等な参画) (政策等の立案及び決定への共同参画)	
4 家庭生活と仕事や地域活動等における平等な参画とその両立 (仕事や家庭生活、地域活動等における平等な参画) (家庭生活における活動と他の活動の両立)	
5 男女の生涯にわたる健康の確保 (男女の生涯を通じた健康支援) (なし)	
6 国際的協調 (国際的協調) (")	

＜現行＞			網掛け箇所は、充実している事項		
高岡市男女平等推進プラン（H13.3策定）			福岡町ヒューマンプラン（H11.3策定） 施策の方向の[]は、男女平等推進プランでの位置付け		
基本目標 (4)	重点課題 (12)	施策の方向(38)	基本目標 (3)	重点課題(9)	施策の方向(24)
男女平等・共同参画を進める社会システム	1 政策・方針決定の場への男女の共同参画促進のシステム	(1) 性別による固定的な役割分担意識にもとづく制度・慣行等の見直し (2) 市の施策・方針決定の場での共同参画 (3) 民間団体等の方針決定の場での共同参画 (4) 事業所（企業）、地域活動等での共同参画 (5) 政策決定の場での共同参画 (6) 男女平等・共同参画の重要性についての社会的な意識形成	心やすまる家庭と地域の実現	1 家族と健康	(1) 人権の尊重と意識の啓発 [-1・2] [-1] [-2] [-4] [] (2) 家庭における男女平等の意識づくり [-1・2] [-2] [-5] (3) 健康づくりの推進 [-2] [-3] (4) 母性保護・母子保健の充実 [-3]
	2 市民の参画	(1) 市民の参画推進 (2) 性別による固定的な役割分担意識の払拭		2 高齢化社会の対応と福祉の向上	(1) 介護・看護への支援 [-2] (2) 高齢者の自立支援 [-3] (3) 安心して生活できるまちづくり [-3] []
仕事と家庭生活・地域活動等との両立	1 仕事の場における男女の共同参画	(1) 雇用の場における男女の平等推進 (2) セクシュアル・ハラスメントの防止 (3) パートタイム労働者等の労働条件整備 (4) 農業における男女の共同参画推進 (5) 商工業等自営業における男女の共同参画推進 (6) 男女の職域拡大、女性の起業等への支援	夢ふくらむ、生きがいのある社会の実現	3 地域の役割	(1) まちづくり・地域活動への男女共同参画 [-1・2] [] (2) ボランティア活動の推進 [-2] (3) 地域を支えるネットワークづくり [-2] (4) 子育ての支援 [-1・2] [-1] []
	2 仕事と家庭生活や地域活動等を両立していくための条件整備	(1) 男女が安心して子育てと仕事等ができる環境の整備 (2) 男女が安心して介護と仕事等ができる環境の整備 (3) 男女で担う家庭生活の推進 (4) 仕事や家庭生活とともに男女で担う地域活動、ボランティア活動の推進		1 子育ての姿	(2) 子育て参加への啓発 [-2] (3) 地域における子育て環境の整備 [-5]
男女の人権を擁護するしくみ	3 だれもが安心して暮らせる条件の整備	(1) ノーマライゼーションの定着、推進 (2) 高齢期を安心して暮らせる条件の整備 (3) ひとり親家庭等への支援	快適な労働環境の実現	2 学校教育における平等	(1) 人権尊重と男女平等に対する意識づくり [-1・2] [-5] (2) 学校における性教育の充実 [-5] (3) 教職員の男女平等に対する意識づくり [-5]
	4 国際化社会における理解と協調	(1) 地域における在住外国人との共生 (2) 国際的な女性問題等への理解と協力		3 生涯学習の推進	(1) 学習機会の充実 [-5] (2) 男女共同参画社会実現に向けての学習の推進 [-5]
男女の人権を擁護するしくみ	1 男女の人権を擁護するしくみづくり	(1) 人権擁護の体制づくり	男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備	1 就業機会の拡大	(1) 就業機会の拡大と推進 [-1] (2) 職業意識と職業能力の開発 [-1]
	2 子どもや女性に対するあらゆる暴力をなくす取り組み	(1) 女性に対する暴力を防止する意識の形成 (2) 女性に対する暴力の実態、対応と防止 (3) 子どもに対する暴力（児童虐待）の発見、対応と防止		2 労働条件の整備	(1) 男女平等な労働条件の確立 [-1] (2) 多彩な働き方に合った労働条件の向上 [-1]
男女の人権を擁護するしくみ	3 生涯を通じた健康支援	(1) 男女の生涯にわたる体と心と性の健康の促進	男女の健康の確保	3 働き続けるための環境整備	(1) 育児休業制度の促進と介護休暇制度の普及 [-1] (2) 家族等の協力 [-2]
	4 印刷物等での男女の人権尊重への配慮	(1) 印刷物など様々な情報媒体における人権等に配慮した表現の徹底 (2) 情報を読み解き、発信する力の育成			
男女共同参画社会形成を促進する基盤の整備	5 人権尊重、男女共同参画を推進する教育、学習	(1) 学校教育等での人権尊重、男女共同参画を進める学習の推進 (2) 生涯学習での人権尊重、男女共同参画を進める学習の充実			
	プランの有機的な推進体制	(1) 男女平等を推進する法的なルールづくり (2) 男女平等を推進する活動拠点施設の設置・運営 (3) 行政と市民による男女平等推進の体制づくり (4) 男女平等推進に係る情報提供・情報発信 (5) 男女平等推進に係る市民・行政の連携体制 (6) 男女平等推進に係る苦情・相談体制			

＜案＞			網掛け箇所は、本プランの特徴箇所		
新しい男女平等推進プラン (H19.策定予定)					
基本目標 (5)	重点課題(11)	施策の方向(25)			
男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保	1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進	(1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進 (2) 事業者等 の方針決定過程への共同参画の促進 (3) 地域活動組織等 の方針決定過程への共同参画の促進			
	2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の見直しや配慮の推進	(1) あらゆる場における 視点・気運の醸成や配慮 (2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実			
家庭生活と仕事や地域活動等における 平等な参画とその両立 のための環境の整備	3 地域活動の場での 協働 や男女平等・共同参画の推進	(1) 市民の参画への支援 (2) 参画とまちづくり との有機的な連携の促進			
	4 仕事と育児・介護等とを両立するための 環境の整備	(1) 子育て支援 の整備・充実 (2) ひとり親家庭等への 自立支援 の整備・充実 (3) 高齢者、 障害者 への介護・ 自立支援 の整備・充実			
男女が 個人として尊重され、能力が発揮できる 環境の整備	5 家庭・地域活動における男女の 相互協力の推進	(1) 男女の 協力的意識 の促進			
	6 国際化社会における理解と 交流	(1) 地域における在住外国人との共生 (2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流等の推進			
男女が 個人として尊重され、能力が発揮できる 環境の整備	7 仕事の場における男女の共同参画の推進	(1) 雇用の場における 男女平等の視点の促進 (2) 女性の能力開発・育成の促進			
	8 人権尊重の意識の 醸成	(1) 学校教育等での人権尊重を進める学習の推進 (2) 生涯学習での人権尊重を進める学習の推進 (3) 人権擁護体制の推進			
男女の健康の確保	9 配偶者等に対する暴力的行為の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止 (2) 子どもや 高齢者等の虐待 の防止			
	10 男女の生涯を通じた健康支援	(1) 健康管理・保持増進のための支援 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進			
計画の 総合的な推進	11 プランの有機的な推進	(1) 男女平等・共同参画の 理解・促進 (2) 推進体制の充実・強化			

3 基本計画及び事業計画の記載イメージ及び目次の構成

(1) 基本計画及び事業計画の記載イメージ



(2) 目次の構成

＜現行＞		＜案＞
高岡市男女平等推進プラン (H13. 3 策定)	福岡町ヒューマンプラン (H11. 3 策定)	男女平等推進プラン (H19. 策定予定) 網掛けは、審議箇所
はじめに (市長)	はじめに (町長)	はじめに (市長)
第 1 章 計画策定の趣旨と基本的な考え方 1 計画策定の趣旨 2 計画の基本的な考え方 (1) 計画の基本理念 (2) 計画の基本目標 (3) 計画の基本的視点 (4) 計画の性格と役割 (5) 計画の期間	第 1 章 計画の趣旨 1 計画策定の趣旨 2 わたしたちをとりまく 社会の現状と 2 1 世紀の展望 3 わたしたちの意識 4 計画の性格と役割 5 計画期間	第 1 章 基本的な考え方 1 計画策定の趣旨 2 計画策定の背景 3 計画の性格と役割 4 計画の期間 5 基本理念 6 計画の体系表 (基本目標・重点課題・施策の方向)
第 2 章 計画策定の背景 1 これまでの主な取り組み 高岡市・富山県・日本・世界の動き 2 社会の変化と課題 3 市民の意識と生活実態	第 2 章 計画の基本的な考え方 1 基本理念 2 計画の基本目標 3 体系図	第 2 章 基本目標と主な取り組み等 基本目標Ⅰ 重点課題・現状と課題・施策の方向・主な事業等 基本目標Ⅱ 重点課題・現状と課題・施策の方向・主な事業等 基本目標Ⅲ 重点課題・現状と課題・施策の方向・主な事業等 基本目標Ⅳ 重点課題・現状と課題・施策の方向・主な事業等 基本目標Ⅴ 重点課題・現状と課題・施策の方向・主な事業等
第 3 章 基本目標と施策の方向 ・重点課題、現状と課題・施策の方向 ・体系図	第 3 章 計画の内容 ・施策の方向	
第 4 章 計画の施策体系 ・具体的施策、担当課	第 4 章 計画の推進 ・町民民間団体の役割 ・企業の役割 ・行政機関の役割、 ・具体的に期待する行動	
	第 5 章 計画の施策体系 ・主な施策内容、所管課等	